

18歳投票スタート!

公職選挙法の改正により、今回の参議院議員通常選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられました。若者の意見や考えを政治に届きやすくするための改正です。貴重な一票を大切に皆さん投票しましょう。

投票の流れ

- ① 自宅に郵送された入場券をもって指定の投票所へ行きます。
- ② 受付に入場券を提出し名簿対照係が本人確認を行います。
- ③ 投票用紙交付係から投票用紙を受け取ります。
- ④ 投票記載所で投票用紙に投票したい候補者・政党を記載します。
- ⑤ 投票箱に投票用紙を入れます。これで投票終了です。

別表1 投票所および投票時間

投票区	投票所	投票区域	投票時間
第1	皆野総合センター内	戦場・土京区、親鼻区、駒形区、上の台区、下田野区	午前7時 ～ 午後8時
第2	皆野町文化会館内	根岸区、腰区、上原区、上大浜区、中大浜区、下大浜区、原区、下原区	
第3	自然休養村管理所内	大字金崎、大字国神、大字大測、大字野巻の全域、大字下日野沢の一部	
第4	皆野町消防団第4分団詰所内	大字金沢の全域	
第5	わく・ワクセンター内	大字下日野沢の一部、大字上日野沢の全域	
第6	三沢小学校内	大字三沢の全域	

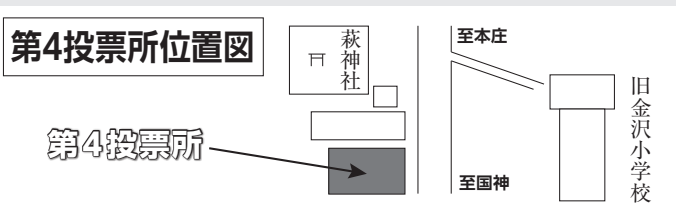
配布(郵送)される入場券に投票所名が記入してありますので、指定された投票所で投票してください

別表2 不在者投票指定施設(町内)

病院	清水病院 皆野病院
老人ホーム	ケアハウス悠う湯ホーム 特別養護老人ホーム悠う湯ホーム
その他施設	カーサ・ミナノ

ご注意ください! 第4投票所が変わりました

第4投票区(金沢地区)の投票所が消防団第4分団詰所に変更になりました。お間違えの無いようご注意ください。



手続などの詳細については、
選挙管理委員会へお問い合わせください



別表3 郵便などによる不在者投票ができるか

	戦傷病者手帳	身体障害者手帳
両下肢機能障害	特別項症から 第2項症まで	1級もしくは2級
体幹機能障害		
移動機能障害		
心臓機能障害	特別項症から 第3項症まで	1級もしくは3級
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう機能障害		
直腸機能障害		
小腸機能障害		
肝臓機能障害	1級から3級	
免疫障害		
介護保険 要介護状態区分 「要介護5」		

問合せ 皆野町選挙管理委員会(総務課内) ☎62-1231